平成２５年６月１３日

各　　位

会 社 名　昭　和　産　業　株　式　会　社
代 表 者　代表取締役社長　岡　田　　茂
（コード番号２００４　　東証・大証各１部）
問合せ先　総 務 部 長　　大　柳　　奨
（ＴＥＬ：０３－３２５７－２１８２）

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社および当社の子会社である敷島スターチ株式会社は、平成２４年１月３１日および同年５月１５日に、異性化糖および水あめ又はぶどう糖の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令（以下「本件命令」といいます。）を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、このような事態になりましたことについて、極めて厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

記

１．排除措置命令の概要

異性化糖および水あめ又はぶどう糖の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること等、以後同様の独占禁止法違反行為が行われることのないよう必要な措置を講じることを命じられました。

２．課徴金納付命令の概要

（１）納付すべき課徴金の額（異性化糖および水あめ又はぶどう糖の合計額）

昭和産業株式会社　　６億９，５３８万円

敷島スターチ株式会社　　２，２８５万円

（２）納付期限

平成２５年９月１７日

３．業績に与える影響

平成２５年３月期において課徴金引当金繰入額として特別損失に計上済みのため、平成２６年３月期の業績に与える影響はありません。

また、平成２５年５月３１日に公表済みの敷島スターチ株式会社に対する「公正取引委員会からの課徴金納付命令（案）の受領」に関しまして、平成２６年３月期の業績に与える影響は軽微であります。

４．今後の対応

本件命令の内容を精査し、今後の対応を慎重に検討してまいります。

以　上